

## 第1回金属盗対策に関する検討会

### 1 日時

令和6年9月30日（月）午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

警察庁第1会議室

### 3 有識者委員

飯島 淳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
興津 征雄	神戸大学大学院法学研究科教授
鎮目 征樹	学習院大学法学部教授
谷平 竜幸	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会副会長
福田 隆	非鉄金属リサイクル全国連合会常任理事

### 4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
松田 哲也	長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
阿波 拓洋	生活安全局生活安全企画課長

### 5 関係省庁

経済産業省製造産業局金属課  
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

### 6 議事概要

#### (1) 生活安全局長挨拶

檜垣生活安全局長から、開会の挨拶があった。

#### (2) 座長選出

飯島委員が座長に選出された。

#### (3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

#### (4) 関係団体からの説明

一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）及び一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）から説明があった。

#### (5) 委員からの説明

谷平委員及び福田委員から説明があった。

## (6) 質疑・自由討議

主として、金属くず買取り業者の規制の在り方及び金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方について議論がなされた。有識者委員及び関係団体からの主な発言は以下のとおり。

### ア 金属くず買取り業者の規制の在り方について

- 世界的なカーボンニュートラルの流れの中で、鉄スクラップ価格が高騰しており、2050年に向けて鉄スクラップ価格が更に強含みで推移する可能性もあり、金属盗も更に増加すると予想される。
- 鉄と同様に、銅価格も上昇しており、これに伴い、盗難被害も増加すると予想される。
- 東南アジアや中国といった日本国外では、リサイクル業がライセンス制になっているため非常に参入のハードルが高い一方で、日本国内では、金属リサイクラーとしての許認可がないため参入のハードルが低いことから、他国での輸入規制の動きもあり、日本でリサイクル業を始める海外の事業者が非常に増えてきており、悪質業者も増えてきている。
- 廃棄物を業として扱う場合には廃棄物処理法の規制が及ぶが、金属くずのような有価物を扱う場合には同様の法規制はない。
- 現状、金属くずの買取りに関する規制は、一部の県等で条例が制定されているが、条例は罰則が軽いほか、条例が制定されていない県等に持ち込まれてしまうといった問題があるため、法律で全国に規制の網をかけてもらいたい。
- 各種法令を遵守している適正業者は、各種法令を遵守していない不適正業者との価格競争で不利になってしまう。
- 業者に対して新たな規制を設けることも考えられるが、その際には違法不当な業者だけでなく適正な業者も規制の対象になるため、規制の目的と業者全体に課される負担とが均衡している必要がある。
- 仮に新たに法令で規制が設けられたとして、不適正な業者は無許可で営業するのではないかと懸念があるため、そうした点もしっかりと考慮に入れて新しい法令を作っていただきたい。
- コンプライアンス意識の低い業者が増えてくる中で、「悪貨が良貨を駆逐する」

ような状態になっていく。コンプライアンス意識の低い業者は、盗難品の買取りに関しても全く抑制が利かない。

- 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。
- 適正な業者にとっては、一定基準の本人確認と取引記録の保管などの義務付けは過剰な負担とはならないと思われ、少なくとも古物営業法程度のものであれば十分対応できると思われる。
- 鉄スクラップの買取りについて、総額1万円未満の取引はほとんどない。例えば、グレーチングであれば、1枚だけ持ってくるということはまずあり得ず、20枚、30枚あれば1万円は優に超えてしまう。
- 非鉄スクラップの買取りについても、現状で、総額1万円以下の取引はほとんどない。
- 適正な業者では、金属価格の高騰によって1回当たりの取引金額が高額となっているため、現金取引は大分少なくなってきており、振込による取引が多くなってきていると思われる。一方で、不適正な業者は基本的には現金取引のみというところが多いと思われる。
- 事業者としては盗難品を買ってはならないということは当然認識しているが、金属スクラップは盗品かどうか外形的に分かりづらいところがある。

#### イ 金属盗に用いられる犯行用具の規制の在り方について

- 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律は、規制対象とするドライバーやバール等の指定侵入工具に、いわゆる特殊開錠用具とは異なり、正当な目的にも利用できる通常の道具であるという側面があるため、処罰範囲を限定する趣旨で、単純所持ではなく、隠匿携帯を処罰対象としていると考えられる。金属盗において犯行用具として用いられるボルトクリッパーやケーブルカッターなどの工具の所持や携帯の規制を検討する場合にも、同様に処罰範囲の限定が必要と思われるが、その際は、同法における規制の在り方が一定程度参考になるのではないかと。

- 太陽光発電施設では建物で通常使われているよりも太いケーブルが設置されており、そこが狙われている。

## ウ その他

- 太陽光発電施設が盗難に遭った場合には、ケーブルが盗まれたり、フェンスや防犯機器が壊されたりといった直接的な損害に加え、発電停止によって、本来、発電により得られたはずの収入が得られなくなるという経済的な損失も発生する。
- 具体的に発電が止まっている期間は、最低でも2か月から3か月、長いものでは1年くらいのケースがあり、その分の発電による収入が得られないことで資金繰りが厳しくなったり、小さい事業者ではローンが返せなくなったりというようなケースも発生している。
- 太陽光発電施設の銅線は、単に切断されただけでも簡単には接続できず、安全性を担保するために切断されたケーブル全体を取り替えることが一般的に行われている対応である。したがって、一部分が盗まれただけでも大量の銅線を新品に取り替えなければならない。
- 屋外にただ転がしてあるような太陽光発電施設のケーブルは、簡単に盗まれてしまうため、仕切りを設ける等の何らかの対策をしなければ、窃盗はなかなか減らないのではないかと。
- 金属くず買取り業者には、特定の金属のみを取り扱う業者と、鉄や非鉄、紙といった素材まで総合的に取り扱っている業者の両方が存在するが、銅のみを取り扱っているような業者は少数である。
- 銅スクラップは年間100万から120万トン程度が国内で流通している。

以上